

平成25年兵庫県立大学環境人間学研究科規程第1号

兵庫県立大学環境人間学研究科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学大学院学則（平成25年法人規程第76号。以下「大学院学則」という。）に基づき、兵庫県立大学大学院環境人間学研究科（以下「本研究科」という。）の教育課程及び履修方法等に関して必要な事項について定めるものとする。

(専決事項の規定)

第2条 兵庫県公立大学決裁規程（平成25年法人規程第6号）第4条に規定する専決事項として研究科長が専決するものについて、この規程においては、研究科長が許可又は決定を行うものとして規定する。

(研究科における教育研究上の目的)

第3条 本研究科は、環境と人間に関する学際的、融合的なアプローチを通じて、新たな環境創造を担う高度な識見、研究力をもった人材の育成を教育理念としている。この理念の実現に向けて、人間学の基本に立ちながら、社会のニーズに応える高度な専門知識と問題発見能力を持ち、かつ環境に関する諸問題を体系的・総合的に分析・解明できる能力を有する専門職業人の養成を目的とする。

2 前期課程においては、諸専門の知識や情報を組織して問題解決に向かう研究態度を身につけた研究者としての能力を備え、さらに社会のニーズに応える高度の専門知識と総合的、実践的な問題発見・解決能力を身につけた人材の養成を目指す。

3 後期課程においては、環境人間学の学理と方法論をさらに深く科学的に考究するとともに、環境と人間のあり方を正しく理解し、環境問題に対して総合的で創造的な視点から対処しうる高度の研究能力を身につけた人材を養成する。

(部門)

第4条 大学院学則第2条第2項の規定による環境人間学専攻博士前期課程には、別表第1のとおり、環境人間学専攻博士後期課程には、別表第2のとおり部門をおく。

(授業科目及び単位数)

第5条 本研究科の授業科目及び単位数その他履修に関する事項については、別表第3及び別表第4のとおりとする。ただし、入学後、新たに開講される授業科目についても、履修及び修了所要単位数への算入を認めるものとする。

2 博士前期課程の授業科目の種別及び授業時間数等は次のとおりとする。

講義、特別ゼミナールⅠ・Ⅱ、特別実験、特別研究及び特別フィールド研究については、15時間の授業をもって1単位とする。

3 博士後期課程の授業科目の種別及び授業時間数等は、次のとおりとする。

環境人間学特別演習及び環境人間学特別研究については、15時間の授業をもって1単位とする。

(他大学院等における修得単位の認定)

第5条の2 研究科長は、大学院学則第11条及び兵庫県立大学他大学等における授業科目の履修規程に基づき、認定した単位数を別表第3及び別表第4に定める修了所要単位に算入することができる。

(指導教員)

第6条 各学生について指導教員を定める。

2 指導教員は、研究科委員会が認定した教授、准教授及び講師とする。ただし、博士後期課程については、教授及び准教授とする。

3 学生は、学修につき、指導教員の指導を受けなければならない。

(履修手続)

第7条 学生は、履修しようとする授業科目については、指導教員の承認を得たうえ、毎年度の所定の期日までに履修願を学務課に提出しなければならない。

2 前項に規定する期日までに履修願を提出しなかった科目については、授業及び試験を受けることができない。

(単位認定)

第8条 履修認定は授業科目担当教員が行い、これに合格した学生に対しては、当該科目所定の単位を与える。

(他研究科、他学部及び学部の授業科目の履修)

第9条 学生は、他研究科、他学部又は環境人間学部の授業科目を履修しようとするときは、研究科長の許可を得なければならない。

2 研究科長は、前項の規定による履修については、関係研究科長、関係学部長又は環境人間学部長に協議しなければならない。

3 第1項の規定により、履修した授業科目のうち、研究科委員会等が相当と認めるものについては、修了所要単位数に算入することができる。ただし、学部の授業科目については、単位認定を行い単位取得一覧表に記載するが、修了所要単位数には算入しない。なお、履修登録は第7条に従うこと。

(他大学院学生の受入れ)

第10条 研究科長は、大学院学則第14条の規定により他の大学院生で本研究科における履修を願う出るときは、研究科委員会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

第11条 削除

(転学)

第12条 大学院学則第22条第1項の規定により、他の大学院に転学を希望する者は、転学許可願(様式第1号)を所定の期日までに学務所管課に提出し、研究科委員会の意見を聴いた上で、研究科長がこれを許可することができる。

2 大学院学則第22条第3項の規定により、本研究科に転学を希望する者は、転学許可願(様式第2号)を所定の期日までに学務所管課に提出し、本大学院において所定の選考に合格したうえで、研究科委員会の意見を聴いた上で、研究科長がこれを許可することができる。

3 前項の選考に関し、必要な事項は研究科委員会の意見を聴いた上で、研究科長が別に定める。

(転研究科)

第13条 研究科長は、大学院学則第23条の規定により、学生が他の研究科に転研究科を希望する旨を申し出たときは、転研究科許可願(様式第3号)を所定の期日までに学務所管課に提出させ、研究科委員会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

2 研究科長は、前項の規定により転研究科の許可をする場合にあっては、関係研究科長と協議しなければならない。

3 研究科長は、他の研究科の在学学生で本研究科への転研究科を希望する者があるときは、転研究科許可願(様式第4号)を所定の期日までに学務所管課に提出させ、本大学院において所定の選考に合格したうえで、研究科委員会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

4 前項の選考に関し、必要な事項は研究科委員会の意見を聴いた上で、研究科長が別に定める。

第14条 削除

(成績の評価)

第15条 授業の成績は、試験の結果及び日常の学習状況を総合して、次の基準により評価する。

(1) 成績は100点満点とし、60点以上をもって合格とする。

(2) 合格した科目には所定の単位を与える。

- (3) 合格した科目の成績は、S、A、B及びCの評語をもって表し、その区分及び評価の基準は次のとおりとする。

評語	区分	評価の基準
S	90点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80点以上90点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70点以上80点未満	到達目標を達成できている成績
C	60点以上70点未満	到達目標を最低限達成できている成績

- 2 合格した科目については、再評価しない。
- 3 休学期間中に開講されている科目については、その単位を認めない。
- 4 修士論文、博士論文及び最終試験の評価は、合格又は不合格をもって表す。
(修士論文及び博士論文)

第16条 所定の期間在学した学生は、修士論文又は博士論文を提出することができる。

- 2 大学院学則第25条第3項及び第27条第3項の規定による修士論文又は博士論文の提出期限、審査の方法その他学位の授与に関する事項は、学位規程に従う。
(最終試験)

第17条 大学院学則第25条第3項及び第27条第3項の規定による最終試験は、所定の単位を修得し、前条に規定する修士論文又は博士論文を提出したものについて行う。

(環境人間学部学生による授業科目の受講)

第18条 環境人間学部規程（平成25年兵庫県立大学環境人間学部規程第1号）第13条の規定により本学環境人間学部学生が受講できる博士前期課程授業科目は、研究科委員会の意見を聴いた上で、研究科長が指定する。

- 2 前項において指定した科目の修得単位は、入学後本研究科の修得単位として認める。
(補則)

第19条 この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月20日改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月15日改正）

この規程は、令和3年9月15日から施行する。

附 則（令和4年2月16日改正）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。